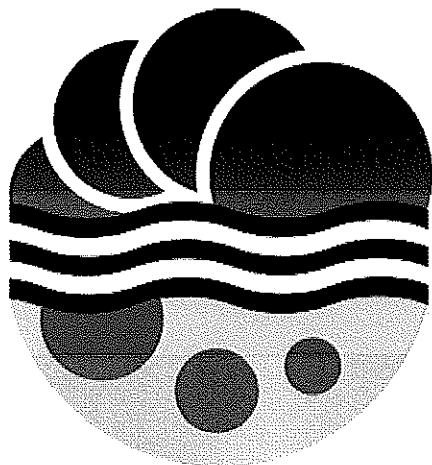


みえ・環境マネジメントシステム・スタンダード

M-EMS

審査登録ガイド

(5版)



M-EMS

2016年2月

一般社団法人M-EMS認証機構

みえ・環境マネジメントシステム・スタンダード 審査登録ガイド

目 次

	頁
1. はじめに	2
2. 用語の定義	2
3. 審査登録の手順	3
3. 1 構築講座と申請協議	3
3. 2 申請手続き及び見積書、請求書の発行	3
3. 3 M-EMS審査登録契約の締結	4
3. 4 環境マネジメントマニュアルの提出	4
3. 5 審査チームの編成	4
3. 6 書類審査	5
3. 7 実地審査	5
3. 8 判定委員会における審査結果の判定	5
3. 9 登録、登録証の発行及び公表	6
3. 10 エコアクション21との相互認証について	6
4. 登録維持	7
4. 1 確認審査	7
4. 2 更新審査	7
4. 3 臨時審査	7
4. 4 環境マネジメントシステム変更審査	7
5. 法違反の処置	7
6. 登録証及び登録マークの使用条件	8
7. 登録の停止、取り消し	8
8. 登録を受けるための費用、日数及び所要時間	9
9. 苦情	10
10. 守秘義務	10
11. 審査登録契約締結後の契約解除	10
12. M-EMS・環境マネジメントシステム審査登録制度体系図（審査一登録）	11
13. M-EMS・環境マネジメントシステム審査登録維持制度体系図 （確認審査並びに更新審査）	12
14. 産業廃棄物処理業者のM-EMS・エコアクション21相互認証 制度個別確認体系図	13

1. はじめに

このガイドは、みえ・環境マネジメントシステム・スタンダード(以下「M-EMS」という。)の審査登録制度の要点を提供するために作成したものです。

2. 用語の定義

- (1) 組織 : M-EMSに対して責任があり、現在又は将来、環境審査登録を受ける企業、団体等。
- (2) サイト : 組織のマネジメントの下で活動が営まれている場所。
この場所には、関係する原材料、副産物、中間製品及び廃棄物の貯蔵所を含み、その活動に係わるあらゆる設備又はインフラストラクチャーを含む。
- (3) 環境マネジメントシステム : 環境マネジメントの実行と維持のための組織体制、運営管理等、M-EMSの要求事項に基づいて構築したシステム。
- (4) 環境マネジメントマニュアル : 環境マネジメントシステム全体を記述した環境に関する上位に位置する文書で、その概要を記載すると共に関連手順書との相互参照ができるようにしたもの。
- (5) 審査 : 組織の環境マネジメントシステムが、M-EMSに適合しているか否か及びM-EMSの下で要求される補足文書がM-EMSに適合しているか否かを決定するため、証拠を客観的に確認し、評価し、その結果を組織に伝える体系的に文書化させた検証のプロセスを、一般社団法人M-EMS認証機構（以下 認証機構とする）が実行する行為。
- (6) 書類審査 : 組織の所有している環境マネジメントシステムのM-EMSへの適合性を予め把握するための予備的な書類上の審査。
- (7) 審査登録 : 組織の環境マネジメントシステムのM-EMSへの適合性と有効性を認証機構が審査し、登録する行為。
- (8) 登録証 : 組織の環境マネジメントシステムがM-EMSに適合し、その環境マネジメントシステムが組織によって適切に順守されている場合に発行される書面。
- (9) 登録審査 : M-EMSの審査登録を希望する組織に対し最初に行う審査。書類審査と実地審査で構成される。
- (10) 確認審査 : 審査登録後の有効期間内にM-EMS要求事項に引き続き適合し、有効に運用されていることを確認するために、組織に対して1年毎に行う審査。
- (11) 更新審査 : 組織の環境マネジメントシステムのM-EMS規格への適合性と有効性の継続を確認し、登録を更新するために、組織に対して3年以内に行う審査。
- (12) フォローアップ : 審査及び確認審査で発見された不適合に対して取られた措置の確認のために行う検証。
- (13) 苦情 : 認証機構の体制や活動に関することで、不服、意見、苦言等、認証機構が受けた全てのもの。

3. 審査登録の手順

M-EMSの審査登録手順を説明します。

(環境マネジメントシステム審査登録制度の体系を11～12ページに示します。)

3. 1 構築講座と申請協議

審査登録に必要な環境マネジメントシステムの理解のためにも、原則、構築講座を受講していただきます。その後、認証機構との申請協議を実施します。

(1) 構築講座での主な説明事項

構築講座で解説する主な内容は以下の通りです。

- ① M-EMS審査登録制度の概要
- ② M-EMS要求事項
- ③ コンサルティング／審査登録プロセスと概略日程
- ④ 環境マネジメントマニュアルの解説

(2) 認証機構との申請協議

申請者の状況により、以下の事項について説明・協議を行います。

- ① コンサルティング／審査登録日程
- ② 登録サイト及び組織の範囲
- ③ 登録サイト及び組織の産業分野とM-EMSの認定範囲
- ④ 環境マネジメントシステムと他のマネジメントシステム文書との関連
- ⑤ 費用の概算・・・・・・(必要に応じて見積提出)

申請協議は、組織に認証機構の審査登録制度の仕組みを十分に理解していただくとともに、今後の進め方を方向づけることを目的とします。

組織は内容を十分ご理解いただいた上で申請書の作成をお願いします。

3. 2 申請手続き及び見積書、請求書の発行

(1) 「M-EMSコンサルティング申請書」及び「M-EMS申請時調査票」の提出

申請はまず「M-EMSコンサルティング申請書」及び「M-EMS申請時調査票」等をご提出頂きます。

第1回目のコンサルティングの実施について日程を調整し、見積書と請求書を発行致します。審査登録を円滑に進めるために、最低1回のコンサルティングを受けていただきます。もし2回目以後のコンサルティングの辞退を希望される場合は、認証機構にて協議いたしますのでコンサルティング料金のお支払いまでにお申し出ください。

※コンサルティング標準回数：ステップ1　3回、ステップ2（SR、En）　4回

(2) コンサルティングの開始

「M-EMSコンサルティング申請書」及び「M-EMS申請時調査票」の提出は、第1回目コンサルティングの実施希望日の20日前までに提出して下さい。

コンサルティング料金は前払い制となっていますので、お支払（お振込）はコンサルティング開始までにお願い致します。ただし、コンサルティング業務の交通費などが変わりますので、請求金額を確認後お支払いください。

(3) 審査に入る組織の準備条件

審査に入る組織の準備としては、原則としてステップ1で①及び②、ステップ2（SR、Enも含む）で①、②及び③の条件を満たしていることが必要です。

- ① 環境マネジメントシステムの3ヵ月以上の活動実績があること。
- ② 「最高責任者による評価」が1回以上実施されていること。
- ③ ステップ2（SR、Enも含む）では、「自己評価」が1回以上実施されていること。

(4) 「M-EMS審査登録申請書」の提出

（3）が整った段階で「M-EMS審査登録申請書」をご提出願います。

この申請書は本審査希望日の遅くとも1ヶ月半前までに提出して下さい。

(5) 見積及び請求

ご希望のステップ種別・審査登録サイトの人員規模及び環境への負荷の大きさ、地域等を勘案し、認証機構の定める審査登録及びコンサルティング料金に従って見積書及び請求書を発行致します。

審査料金は前払い制となっていますので、お支払（お振込）は審査開始までにお願い致します。ただし、審査業務の交通費が実費相当分必要です。

3. 3 M-EMS審査登録契約の締結

「M-EMS審査登録申請書」を受理いたしますと次にM-EMS審査登録契約の締結を行います。契約書は認証機構が所定の契約書を2部用意します。

この契約書には契約の当事者（申請者は前述の代表者、認証機構は代表幹事）が記名・捺印をし、両者が1部ずつ保管します。

3. 4 環境マネジメントマニュアルの提出

環境マネジメントマニュアルはM-EMSの要求事項を満足するように作成して下さい。

そして、3. 2 (4) の「M-EMS審査登録申請書」の提出時に①環境マネジメントマニュアルと ②中長期の環境改善目標の概要、③環境改善活動の2ヶ月以上の実績、④最高責任者の評価記録又はその様式及びステップ2（SR、Enも含む）の場合は ⑤自己評価の記録又は計画書を各3部提出して下さい。

3. 5 審査チームの編成

組織の環境マネジメントシステムを審査するために、組織の事業分野や環境負荷を考慮し、十分な能力を持つ原則として2人体制の審査チームを編成します。

3. 6 書類審査

環境マネジメントマニュアルがM-EMSの要求事項に適合するものであるかを認証機構内で書類審査します。書類審査の結果は所見報告書にまとめてご報告します。組織の環境マネジメントシステムの概要がM-EMSに照らして「適合」と評価された場合、環境マネジメントマニュアルは管理された基本文書として組織に維持保管され、次の段階の実地審査の時の使用に供します。もし「不適合」項目がある場合には次の段階に進むための改善をお願いします。

3. 7 実地審査

実地審査では、組織の環境マネジメントシステムがM-EMSに適合しているか、有効に運用されているかを客観的な証拠と実績（法順守を含む）に基づいて確認します。

規定の要求事項に「不適合」な箇所があれば、その欠陥について不具合事項として記録し、修正処置をお願いします。「重大な不適合」がある場合にはその修正処置を確認したあと、本審査の結果を報告書にまとめます。この報告書を判定委員会に提出し、「登録」の判定を受けます。

3. 8 判定委員会における審査結果の判定

登録の判定は公平に行われます。判定委員会のメンバーは、認証機構及び事業者と利害関係のない外部の学識経験者等を含んで構成され、中立的な立場で判定を行います。

(1) 判定結果の区分は次の通りです。

- ① 合格
- ② 条件付合格
- ③ 不合格

(2) 判定結果の通知

判定結果は、認証機構から組織に通知します。条件付合格、不合格は、その事由も通知します。

(3) 修正

条件付合格の組織は、条件になった「不適合」を修正して下さい。フォローアップ審査を行います。フォローアップ審査費用は別途見積りします。

不合格の組織は、環境マネジメントシステムの再構築をお願いします。

3. 9 登録、登録証の発行及び公表

(1) 登録

合格と判定された組織は認証機構の登録簿に登録します。

登録内容は次の通りです。

- ① 審査登録された組織の名称及び住所
- ② 審査登録の範囲
 - a. 環境マネジメントシステムの審査登録をするにあたって基準としたM-EMS規格
 - b. 製品やプロセスあるいはサービスで特定される組織の活動及びサイトの範囲
 - c. 登録発効の日付及び有効期間

(2) 登録証の発行

認証機構は、組織に次の事項が明示された有効期間3年の登録証を発行します。

- ① 審査登録された組織の名称及び住所
- ② 登録の範囲（活動、管理範囲等）
- ③ 登録発効の日付及び有効期間
- ④ 一般社団法人 M-EMS 認証機構の名称

(3) 公表

認証機構は登録した組織リストを発行しホームページで一般の人が入手できるようにします。

3. 10 エコアクション21との産業廃棄物処理業者の相互認証について

認証機構は「産業廃棄物処理業者の相互認証に関する規程」に基づき、産業廃棄物処理業者の相互認証を実施するため、一般財団法人持続性推進機構（以下「IPSSuS」という。）の“エコアクション21”と制度間確認のうえ「エコアクション21 産業廃棄物処理業者の相互認証に関する契約書」を締結しています。これにより、同規定に適合するよう^に制定されたM-EMSステップ2Wの規格を適用して審査登録された産業廃棄物業者は、所定の手続きにより個別確認を受けエコアクション21との相互認証をすることができます。

個別確認手続きの概要は13ページの「産業廃棄物業者のM-EMS・エコアクション21相互認証制度個別確認体系図」を参照ください。

相互認証用規格（ステップ2W）や環境報告書サンプル、申請手順などについては、M-EMSのホームページを参照ください。

4. 登録維持

4. 1 確認審査

登録組織は有効期間中を通じ、審査登録された環境マネジメントシステムを維持する必要があります。登録組織の環境マネジメントシステムがM-EMSの要求事項に対し引き続き適合し、かつ、有効に運用されていることを確認するため、1年毎に登録組織を訪問して確認審査を実行し、判定委員会に報告します。

4. 2 更新審査

登録組織は登録を更新継続するために、3年の有効期間が終了する前に、環境マネジメントシステム全体の包括的で継続した適合性と有効性の確認のための更新審査を行います。審査結果報告書は判定委員会に付議して、登録更新の判定を仰ぎます。

4. 3 臨時審査

登録組織に関する第三者からの苦情あるいは事故で著しい環境影響項目が発生したとの情報を受けた場合、又は規格等の改定があった場合や登録の一時停止中の組織から停止事由の是正が行われ一時停止解除の申請があった場合等に認証機構はその重要度を評価し必要と判断した場合、臨時の審査を実施することがあります。

4. 4 環境マネジメントシステム変更審査

登録組織の審査登録された環境マネジメントシステムに下記①～④のような大きな変更が生じた時はその内容を認証機構に通知して下さい。認証機構は申請された変更内容を確認し、変更点の重要度によってその変更点の規格への適合性、有効性の確認のための補足審査を実施することがあります。

- ① 環境影響評価に基づいて環境宣言が変更された場合
- ② 環境影響評価登録リストに大きな変化があった場合
- ③ 新事業が出現したり、事業規模の極端な変更等があった場合
- ④ 審査登録範囲の拡大、縮小を行う場合

5. 法違反の処置

(1) 実地審査で発見された場合

審査チームが法違反又は法違反の兆候を発見した場合には、審査チームが当該法違反について、文書で指摘します。審査登録のために認証機構は追加調査の依頼も含めて、次のような方策のいずれかの処置の実行をお願いします。

- ① 組織が修正処置を行い、法違反を解消する
- ② 組織が当該違反につき行政当局に報告する
- ③ 改善計画を作成し、行政当局にその計画を提出する

上記いずれかの方策がとられ、それを判定委員会までに当該審査員が確認できれば、審査を継続します。

(2) 確認審査中または更新審査中に発見された場合

① 一時的に発生したものである場合

審査期間中に修正の仕組みが発動され、適切な処置が取られつつあることを確認することにより、審査は継続とします。

② 継続的に発生していた場合

法違反監視のためのシステム改善も含め、審査期間中に適切な修正がなされた場合（恒久的な対策でなくても可）には適合とします。

ただし、重大な法違反で審査期間中に修正がなされない場合には、上記の対策のいづれかがなされ、当該審査員が確認できるまで、登録は一時停止とします。

6. 登録証及び登録マークの使用条件

(1) 登録証の使い方

登録組織は審査が実行されたサイトの所在地と登録証に記載された登録範囲を同時に明示することを条件に、登録証を保有していることを公表することができます。

(2) 登録マークの使い方

「M-EMS登録審査」を受けて登録された証として登録マークを使うことができます。

① 登録対象範囲に対して、そのサイトを説明するパンフレットやサイトの玄関へ表示、そしてこの従業員の名刺、便せん、文房具等に使用できます。

② 製品カタログに表示する場合は、登録サイト名に極力近い位置に表示してください。

③ 製品に直接表示したり、環境影響項目配慮（例えばリサイクル法に配慮されている）の適合性を意味すると解釈されるような使い方はできません。

④ 登録範囲内と登録範囲外が使用上誤解されないようにご使用下さい。

⑤ 登録されたステップと合致するマークを使用してください。（ステップが明記されていないマークは使用できません）

[注]登録証及び登録マークの使い方について明確でない場合にはお問い合わせ下さい。

7. 登録の停止、取り消し

(1) 停止、取り消し事項

認証機構は次のような事態が発生した場合、登録組織に対し審査登録の一時停止、取り消しを行います。

① 審査登録制度の趣旨に反する行為があった場合

② 重大な不適合を確認して通告しても、修正処置が講じられていない場合

③ 軽微な不適合でも継続して発生する場合

④ 登録証の重大な誤使用があった場合

- ⑤ 登録マークの誤使用があった場合
- ⑥ 実地審査、確認審査あるいは更新審査において訪問が妨げられるか、又は阻止された場合
- ⑦ 料金滞納等、基本的な審査登録契約違反があった場合
- ⑧ 環境マネジメントシステムの大きな部分が火災等で消失した場合
- ⑨ 重大な法令違反があり所定時間内で修正できない場合

(2) 停止、取り消しの手続き

審査登録の一時停止、取り消し処分は認証機構から登録組織に対し文書によって通知し、発行した登録証を回収するとともに引用している宣伝・広告の中止を求めます。また認証機構は登録簿から登録組織名の抹消を行い刊行物に記載するなどして公表します。

(3) 処分撤回

一時停止又は取り消し後、登録組織の修正処置による処分撤回の可否は、M-EMS判定委員会で検討、審議します。

(4) 苦情

登録組織は、登録の停止、取り消し処分等に対して不服がある場合は、文書によりM-EMS判定委員会に申し立てすることができます。

8. 登録を受けるための費用、日数及び所要期間

(1) 費用

① コンサルティング費用

コンサルティング開始までにコンサルティング料金、付帯費用、交通費（実施相当分）をお支払いいただきます。コンサルティング料金は契約時に一括請求します。コンサルティング開始までに認証機構にお振込みをお願いいたします。
コンサルティング料金は前払い制となっていますので、お支払（お振込）はコンサルティング開始までにお願い致します。ただし、別途コンサルティング業務の交通費（実費相当分）が変わるので、請求金額を確認後お支払いください。

② 審査費用

初回登録までに発生する費用は基本料金、審査料金、審査付帯費用、交通費（実費相当分）、登録証発行料金です。登録審査料金は書類審査、実地審査の2段階の審査料金です。これらの費用は審査契約時に一括請求します。審査開始までに認証機構にお振込みをお願いいたします。

審査料金は前払い制となっていますので、お支払（お振込）は審査開始までにお願い致します。ただし、ご希望認証の種類・審査登録サイトの人数規模及び環境への負荷の大きさ等により金額が変わるので、請求金額を確認後お支払いください。

なお、登録証の郵送を希望される場合、登録証を2部以上希望される場合などは、上記料金とは別となっております。費用を請求させていただきますのでご了解ください。

(2) 審査日数

認証機構が行う審査の日数は登録の種類、審査対象サイトの規模、環境への負荷の大きさによって変動しますが、作業日数の標準としては、書類審査ではステップ1で0．5日、ステップ2（SR、Enも含む）で1日、実地審査ではステップ1で1日、ステップ2（SR、Enも含む）で1．5日程度です。

(3) 審査登録までの所要期間

所要期間は組織のマネジメントシステムが構築されている場合最短で2～3月です。しかし一般的には構築までは長時間必要ですので登録希望の6カ月以前に一度ご相談下さい。それぞれの審査と登録までの標準期間はつぎの通りです。

- ① コンサルティング開始から書類審査まで : 約4カ月
- ② 書類審査から実地審査まで : 約1カ月
- ③ 実地審査から登録まで : 約1カ月

9. 苦情

組織及び第三者の利害関係者は認証機構の体制や活動（判定結果を含む）等に関することで、不服などがある場合、M-EMS判定委員会に申し立てることができます。

なお、第三者の利害関係者が審査登録を受けた組織や活動に関することで不服がある場合、認証機構に申し立てることができます。

10. 守秘義務

認証機構は現行の法律上の要求がある場合を除いて、審査登録中に認証機構関係者及び契約審査員等が組織から得られた全ての情報に関して、当該組織から文書による了解を得ない限り、第三者に明かさない守秘義務を負います。ただし、次のものは除きます。

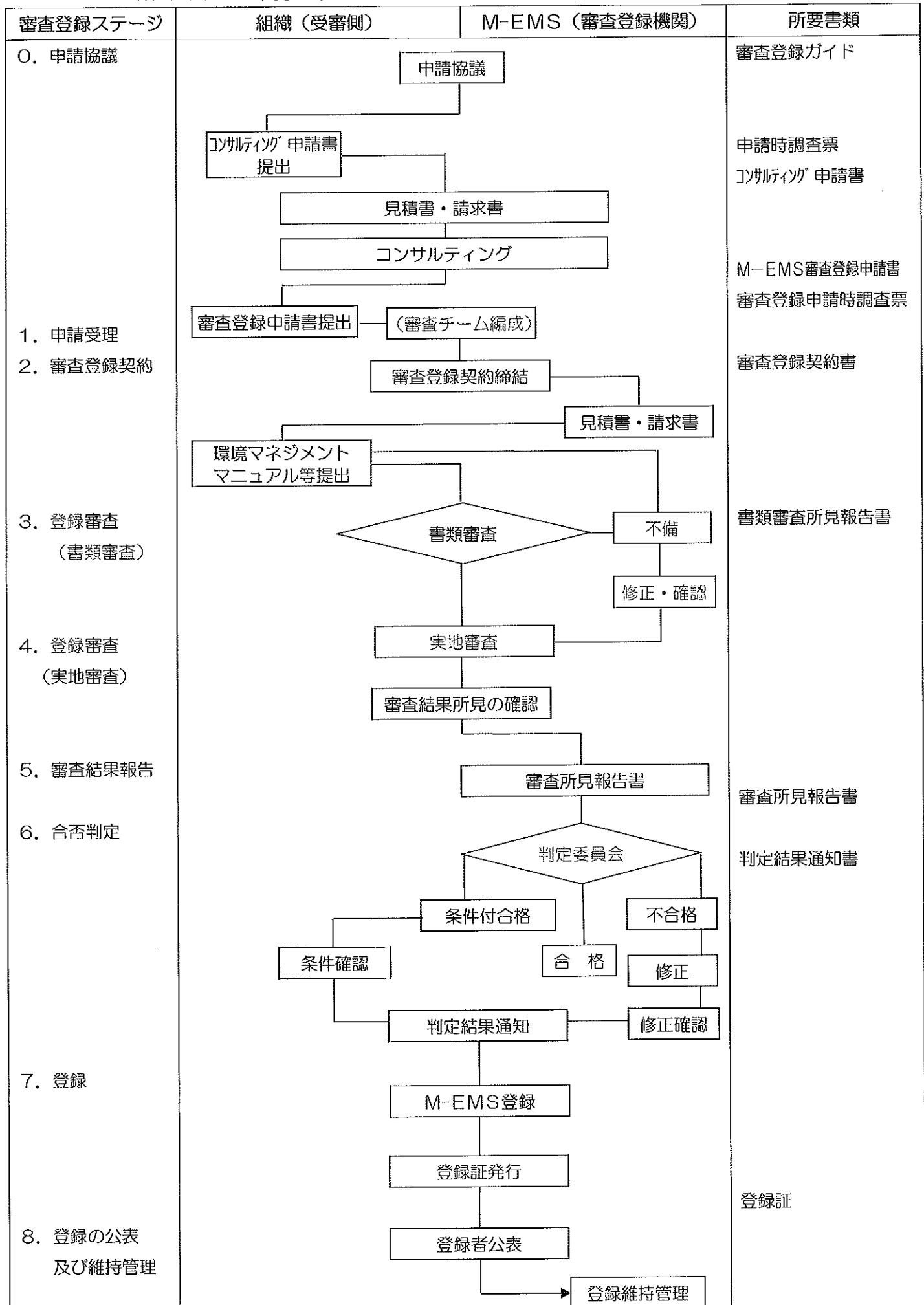
- ① 組織から当該情報を認証機構に明かされた時点で、認証機構がすでにそれを保持していた情報
- ② 認証機構が組織から当該の情報を明かされた時点で、既に公知であったか一般に使用されていた情報
- ③ 認証機構が組織から当該の情報を明かされた後に、認証機構が関与せずに公知となったか、一般に使用されるようになった情報
- ④ 認証機構が正当な権利を有する第三者から守秘義務をともなわず入手した情報

11. 審査登録契約締結後の契約解除

審査登録契約を締結後、当該契約を破棄解除する場合は、組織の代表者が当該契約を破棄する旨、認証機構に通知して下さい。尚、この場合、基本料金は契約までに要した諸費用として、認証機構で申し受けます。

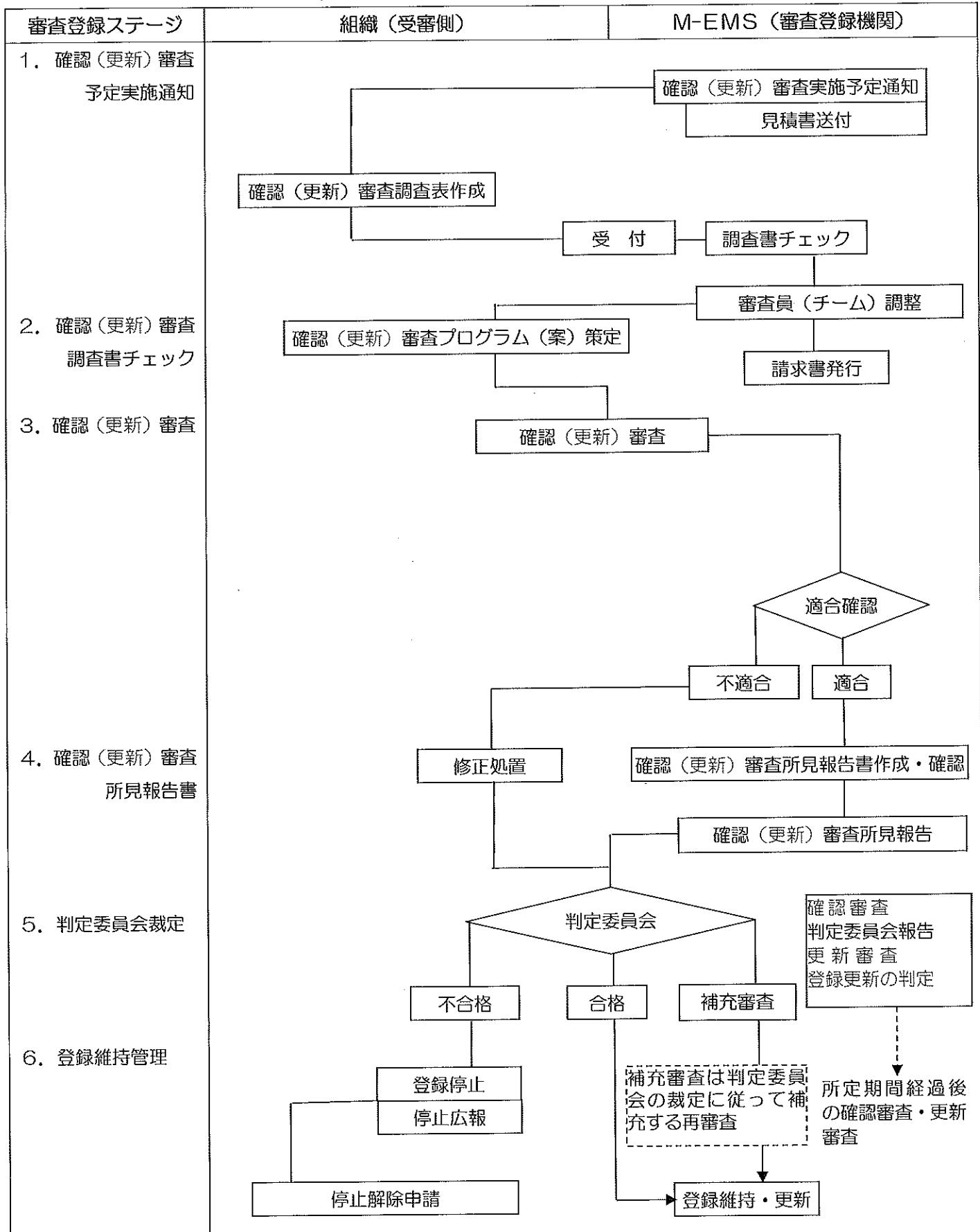
また、書類審査等の審査を実施した場合は審査に要した実費を申し受けます。

M-EMS・環境マネジメントシステム審査登録制度体系図（審査一登録）



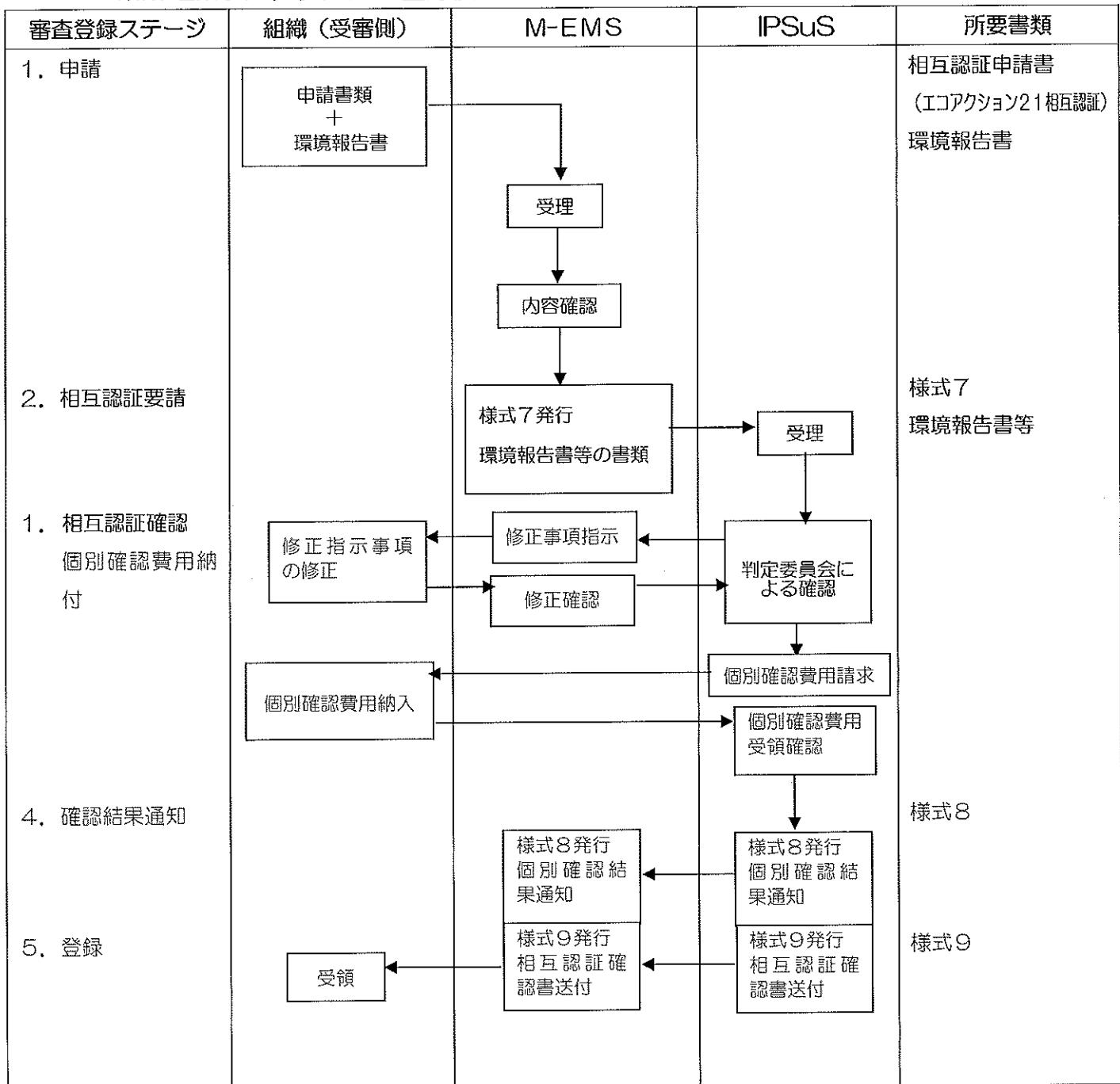
M-EMS・環境マネジメントシステム審査登録維持制度体系図

(確認審査並びに更新審査)



初回審査登録の後、1年目、2年目は確認審査を実施し、3年目の登録有効期間満了前に更新審査を実施する。以降、中間年の確認審査を2回実施したのち、3年目に更新審査を実施することを繰り返す。

産業廃棄物処理業者の
M-EMS・エコアクション21相互認証制度個別確認体系図（申請一登録）
※M-EMS ステップ2W 登録後



注1：本図は、M-EMS とエコアクション21の相互認証について制度間確認がなされ、
相互認証契約が締結されている前提のもと、個別確認の流れを示したものである。

注2：図中の様式7～9は「エコアクション21産業廃棄物処理業者の相互認証に関する
規定」による。

注3：エコアクション21との産業廃棄物業者の相互認証を本図の手順で受けようとする
場合は、P11,P12 に示す M-EMS の審査・登録を「M-EMS ステップ2W」の規
格により受審し、所定の判定委員会の判定を得て登録されなければならない。

**M-EMS(みえ・環境マネジメントシステム・スタンダード)
審査登録ガイド(5版)**

2004年9月(規格初版対応)

2005年9月(規格2版対応)

2009年9月(規格3版対応)

2015年4月(規格4版対応)

2016年2月(EA21)登録後フローアクセス記訂正)

一般社団法人 M-EMS 認証機構

住所:〒514-0005 三重県津市鳥居町251番地の5

(三重県建設技術センター 鳥居支所 3階)

電話:059-221-1605